

## スマートシネマ with U-NEXT 利用規約

### 第1条（目的）

株式会社セールspartner（以下「運営元」といいます。）は、運営元がお客様に対し、以下に定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「スマートシネマ with U-NEXT」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとしします。

### 第2条（本サービスの定義）

お客様は、「本サービス」に申込みことにより、以下のプランに応じて、株式会社 U-NEXT（以下「提供元」といいます。）が提供する「ユーネクストビデオサービス」、同サービスにおける「ペイ・パー・ビューサービス」、及び「BookPlace」（以下、総称して「提供元サービス①」といいます。）並びにプログラムガイド（以下、「提供元サービス②」といい、提供元サービス①と併せて「提供元サービス」といいます。）を利用できるものとしします。

#### ① スマートシネマ with U-NEXT ライトプラン

<サービス内容>

- ・提供元が提供する「ユーネクストビデオサービス」における「ペイ・パー・デイサービス」（各月毎に7日分。当月のみ有効）、「ペイ・パー・ビューサービス」及び「BookPlace」並びにこれらのサービスの利用に使用できる U-NEXT ポイント（以下「本ポイント」といいます。）の付与（毎月 500 ポイント）

<月額利用料>

金 980 円（税抜）/月

#### ② プログラムガイド

<サービス内容>

上記提供元サービス①のプランのオプションサービス

<月額利用料>

金 334 円（税抜）/月

### 第3条（本規約の承諾および利用契約の締結等）

1. お客様は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとしします。尚、お客様のうち、運営元と利用契約を締結しているお客様を「契約者」といいます。
2. 本サービスは、契約者に対して、利用契約に相当する、提供元の定める提供元サービスの約款・規約等に基づき提供されるものとしします。

#### 第4条（料金等）

契約者は、運営元が上記にて定める本サービスの月額利用料等（以下、総称して「料金等」といいます）を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとしします。

#### 第5条（ポイント）

1. 本サービスのうち、本ポイントの付与は、毎月1日に行われるものとしします。但し、契約者が、本サービスの利用を開始する月においてのみ、ギフトコード形式にて本ポイント500ポイントの付与が行なわれます。
2. 契約者が、本ポイントの追加購入を希望する場合、提供元より本ポイントを購入するものとしします。

#### 第6条（本サービスの解約）

1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとしします。
2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の末日までに解約手続きが完了した場合、当該月の末日をもって利用契約の解約が成立するものとしします。

#### 第7条（解約後の措置）

1. 契約者は、契約者が運営元に対して既に支払った一切の料金等は返還されないことに合意するものとしします。
2. 契約者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、運営元に対し弁済するものとしします。
3. 契約者は、利用契約が終了した場合においても、契約者と提供元との間で締結した提供元サービスに関する契約については、当該利用契約に関する解約手続きが完了しない限り、継続することを確認するものとしします。

#### 第8条（債権譲渡）

1. 契約者は、契約者が提供元との間で締結する提供元サービス及び本ポイントに関する契約に基づく債権の全部を、提供元が運営元に対して譲渡することに合意するものとしします。
2. 前項の債権譲渡は、提供元が契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとしします。

#### 第9条（契約期間等）

運営元にて、契約者の本サービスに相当する提供元サービスに関する登録が完了した日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

#### 第10条（本サービスの提供の停止及び解約）

1. 運営元は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
  - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 民事再生手続、破産等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者からお客様に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦ 死亡したとき。
  - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑨ 民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
  - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
  - ⑪ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、運営元が不相当と判断したとき。
2. 運営元は、契約者が第8条に基づき運営元が契約者に対して請求する料金を含む一切の料金の支払いを一度でも怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、利用契約を解約することができるものとします。

#### 第11条（適用関係）

契約者は、本規約に規定なき事項については、提供元が定める提供元サービスに関する規約の定めが適用されることに同意するものとします。尚、各規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

#### 第12条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第13条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、契約者及び運営元は、誠意をもって協議し解決を図るものとします。

制定日：2017年9月1日

運営元：東京都豊島区西池袋二丁目41番8号  
株式会社セールspartner